

PPP／PFI の導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件

（1）対象水道事業者等

給水人口 10 万人以上の水道事業者等（水道用水供給事業者や一部事務組合の場合には、対象となる給水人口の合計が 10 万人以上の場合とする）。

（2）対象事業

生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施する事業のうち、全体事業費が 10 億円以上と見込まれる水道整備事業（ただし、令和 5 年度又はそれ以前に詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応等のために緊急的に実施する事業を除く）。

（3）PPP/PFI 提案窓口の設置

（1）の水道事業者等が、（2）を実施する場合には、交付金の要望を行う年度（以下「要望年度」という。）の 4 月 1 日までに、ウェブページ等に、民間企業からの PPP/PFI の導入の提案窓口を設置すること（別添「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」を一例として参照）。

（4）事業見通しの公表

（1）の水道事業者等が、（2）を実施する場合には、要望年度の 4 月 1 日までに、対象事業の事業見通し（事業内容や対象施設等）を予め公表すること。（例：令和 6 年度に初めて交付要望を行う事業については、令和 5 年 4 月 1 日時点での実施見通しの公表が必要）

ただし、事業見通しに相当する情報が、当該水道事業者等が策定する計画や戦略等（水道事業ビジョン、経営戦略等）に掲載・公表されている場合には、これらの公表をもって事業見通しを公表済みとすることができます。

水道事業者等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合においては、有益な提案を促すため、可能な範囲で適切に情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

（5）PPP/PFI スキーム及び民間提案

本要件において対象となる PPP/PFI 方式のスキームは、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DB、DBO、DBM、包括委託とする。また、民間提案については民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 6 条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、水道事業者等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

（6）民間提案があった場合の水道事業者等における提案の採否の検討方法

（1）の水道事業者等が、民間企業から（2）の対象事業に関する提案を受けた場合には、その旨速やかに厚生労働省に報告するとともに、「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル（令和 3 年 4 月 内閣府民間資金等活用事業推進室）¹」等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また、検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

¹ https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf

（7）厚生労働省への報告

（6）で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び（6）の検討結果の報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式により厚生労働省まで報告すること。厚生労働省が水道事業者等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象とする。

なお、（6）のうち、交付基本額が30億円以上と見込まれる事業又は（6）の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、厚生労働省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、厚生労働省又は内閣府から、追加の資料提出を求める場合がある。

（8）その他

これによりがたい特別な事情がある場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課まで相談されたい。

民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

○○市水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DB、DBO、DBM、包括委託）による事業の御提案がございましたら、以下担当まで御連絡ください。

- ○○市水道事業ビジョン
- ○○市水道経営戦略

御提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案の検討にあたっては、以下ウェブページの参考資料を御確認ください。

- PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル (R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)

可能な限り、提案前に事前相談をお願いします。

なお、提案書については、交付申請にあたり、厚生労働省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予め御了承ください。

担当：○○市水道局○○課

電話：***-***-***

E-mail：*****@city.*****.lg.jp